

(略)

東京都監査委員	成	清	梨沙子
同	高	倉	良生
同	友	渕	宗治
同	岩	田	喜美枝
同	松	本	正一郎

平成30年5月14日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な契約の締結等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

(1) 築地市場解体工事に関して4件の請負契約を締結した行為がいわゆるWTO政府調達協定に違反し、入札直前の最低制限価格及び調査基準価格の算定基準改正という十分な周知期間を置かない手続違反があるとの主張について

本件請求において、請求人は、東京都が、平成28年7月21日の開札に基づき築地市場解体工事に関する4件の請負契約（以下「本件各請負契約」という。）を締結した行為は、いわゆるWTO政府調達協定に違反し、入札直前の最低制限価格及び調査基準価格の算定基準改正という十分な周知期間を置かない手続違反があるから、東京都知事に対して、本件各請負契約を解除し、同契約に基づく債務の履行を行わないことの勧告を求めているものと解される。

ア 契約の締結を対象とする住民監査請求の請求期間の始期について

住民監査請求の請求期間について、法第242条第2項本文では、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることはできないと定めている。

ところで、契約の締結を対象とする住民監査請求期間の始期については、契約締結の日を基準として法第242条第2項本文の規定を適用すべきであるとされている（最高裁平成14年10月15日判決同旨）。

本件各請負契約は、平成28年7月21日付けで締結されていることが認められ、本件請求のあった日は、本件各請負契約の締結の日からすでに1年以上経過している。

イ 本件各請負契約の履行を対象と解した場合の監査請求期間の始期について

ところで、請求人は、本件請求が「落札のみを対象とした監査請求ではなく、違法な入札に基づいて落札された結果締結された契約の履行としての公金の支出を止めるよう請求するものである」と述べ、請求時点では公金の支出前であるから、「本件住民監査請求が請求期限内に行わなれていることは論を待たない」と述べている。

契約の締結の違法とは無関係に契約の履行について固有の違法事由を主張するのではなく、単に契約の締結が違法であるからそのような違法な契約の履行もまた違法であるということを前提に、これに対する是正措置を求めている住民監査請求においては、法第242条第2項の適用に当たっては、当該行為のあった日又は終わった日とは、契約締結の日をいうものと解するのが相当である。けだし、「契約の履行行為が続いている限り、履行行為そのものに何らの違法事由がなくても、契約締結行為の違法を契約の履行の違法として監査請求の対象とすることにより、監査請求期間の制限を受けずに、契約締結行為の違法是正等の措置を請求し得るものとすれば監査請求で実質的に契約内容の違法をいつまでも争えることになり、住民監査請求に期間を設けた趣旨を没却することになる」（大阪地裁平成3年4月24日判決同旨）。

本件請求は、本件各請負契約の締結に係る違法を理由に契約の履行である公金の支出も違法となるということを前提に、公金の支出自体を財務会計上の行為とする監査請求であると解することもできなくはないが、仮にそうだとしても、前掲の判例に従えば、請求期間の起算日は契約締結の日であり、いずれにせよ、法第242条第2項で定める請求期間を経過していることになると解さ

ざるを得ない。

(2) 本件各請負契約の締結後、落札金額から増額された補正予算の決定がなされたことが適正を欠くとの主張について

法第242条第1項に定める住民監査請求の対象は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限られる。

本件請求において、請求人は、平成30年3月8日に東京都議会が本件各請負契約に関して増額の補正予算(債務負担行為)を議決したことが適正を欠くから、予算決定を取り消して新たな請負契約に則した予算決定をすることを勧告するよう求めているものと解される。

しかしながら、法第242条第1項に定める住民監査請求は、地方公共団体の公金又は財産に関する長その他の職員の行為を対象とするものであって、議会の議決の是正を目的とするものではなく(最高裁昭和37年3月7日判決同旨)、議決機関である議会の議決は、法に定める住民監査請求の対象には当たらない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。